

意見書案第18号

速やかな戦没者の遺骨収集を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

平成28年12月 日

取手市議会議長

佐藤 清 殿

提出者	取手市議会議員	山野井	隆
〃	〃	岩澤	信
〃	〃	吉田	宏
〃	〃	飯島	悠介
〃	〃	小池	悦子
〃	〃	染谷	和博
〃	〃	佐藤	隆治

速やかな戦没者の遺骨収集を求める意見書

今日の我が国の平和と発展は、さきの大戦において戦没された先人たちの尊い犠牲の上に成り立っており、将来にわたって戦争の惨禍を後世に伝え、恒久的な世界平和の貢献に最大限努めていかなければならない。

さきの大戦では、300万人を超える国民の生命が失われ、海外で戦没された同胞は約240万人にも及んでおり、本市においても遺族会に報告されている戦没者が6,000余柱存在している。約113万柱の御遺骨はいまだに収集されておらず、今なお、多くの御遺骨が家族のもとに還ることなく眠っている。

戦没者遺骨収集帰還事業は、さきの大戦から70年を経てもなお、帰還できていない沖縄、硫黄島、強制抑留者、海外戦没者、全ての御遺骨の収集を果たし、戦争という時代に翻弄された御遺族のもとへ、愛する故郷へ、帰還していただく人道的事業である。

国においては、本年3月、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」が制定されるとともに、5月には「戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画」を閣議決定された。

全ての御遺骨を祖国に戻すことは、国として当然の責務である。戦没者遺骨収集帰還事業は、戦争という時代に翻弄され、やむなく愛する家族を引き裂かれた御遺族のもとに取り戻すという人道的事業であり、急を要する事業である。

よって、本市議会は、遺骨収集事業の集中実施期間として規定する平成36年度までの間に本事業が早期に完結するよう求めるとともに、集中実施期間内に事業完結できないときは、期間延長の措置により、完結するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年 月 日

茨城県取手市議会

提出先 内閣総理大臣、厚生労働大臣、外務大臣、防衛大臣、総務大臣